

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	蓮田市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	67-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hasuda.saitama.jp/densan/shise/mynumber/renkei.html

執行機関名 蓮田市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	蓮田市在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年蓮田市条例第18号)による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		蓮田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 蓮田市在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年蓮田市条例第18号)による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第一条	蓮田市在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年条例第18号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、蓮田市に居住する在宅重度心身障害者(以下「障害者」という。)に在宅重度心身障害者手当(以下「手当」という。)を支給することにより、これらの者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		蓮田市在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年条例第18号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	蓮田市在宅重度心身障害者手当支給条例第8条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の受給資格の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	在宅重度心身障害者手当の支給制限の <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	蓮田市在宅重度心身障害者手当支給条例第8条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	受給資格の認定を受けた者に係る道府県民税に関する情報

備考	
----	--